

会則の一部改正について(1/2)

第2章 会員

第6条

~~本会に入会を希望する者は所定の申込書に会費を添えて本会事務所に提出しなければならない。~~



本会に入会を希望する者は**本会ホームページより申し込み**しなければならない。

第3章 役員

第12条

~~5. 監事は正会員より選出する。~~

5. 監事は会員より選出する。

第4章 事業

第15条

~~本会は総会時に学術集会を開催する他、年数回の例会を開催する。~~

本会は学術集会を開催する。

会則の一部改正について(2/2)

第5章 表彰

第18条(2)

岩手医科大学歯学会~~総会および例会~~において優れた発表をした者に対しての表彰（以下「会長特別賞」という）。



岩手医科大学歯学会**学術集会**において優れた発表をした者に対しての表彰（以下「会長特別賞」という）。

第6章 研究助成

第20条

本会の行う研究助成は~~次の2種類とし、~~その選考にあたっては別に規定を定める。

~~(1)歯学会研究助成（一般）~~

~~(2)歯学会研究助成（女性・若手）~~



本会の行う研究助成の選考にあたっては別に規定を定める。